

医療安全管理に関する取り組み事項

当院では医療安全管理室を設置し必要な事項を定め、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に取り組んでいます

1. 医療安全管理に関する基本的な考え方

- 安全な医療の提供は医療の基本となるものです。病院全体で医療安全の必要性・重要性を認識し、医療安全管理体制の確立を図り、安全な医療の提供に取り組めます。
- 患者さんを尊重し、患者さんとそのご家族に信頼される医療機関を目指します。患者さんの要望を優先し、自ら選択して医療を受けられるよう十分説明し、患者さんが相談できる体制、医療に参加できる環境を整えます。

2. 医療安全管理体制の組織に関する基本的事項

- (1) 医療安全管理室、医療安全管理者の設置
- (2) 医療安全管理委員会の設置（毎月1回開催）
- (3) 医療安全推進者（リンクスタッフ）の設置（毎月1回開催）

3. 医療安全管理のための職員研修に関する基本方針

組織全体に共通する安全管理に関する内容について、年2回以上研修を実施しています。必要な安全管理に関する研修を、計画・実施・評価、改善をしています。

4. 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善方策に関する基本方針

医療事故発生時のマニュアルの策定、医療事故等報告制度の徹底、職員教育の充実、業務標準化の推進及び業務改善を行います。

5. 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

医療事故発生時の対応（各部署・機関への報告、患者さんや家族への対応、記録、院内事故調査委員会の設置など）を行います。

6. 医療従事者と患者との間の情報共有に関する基本方針

患者さん参加型の医療を推進し、わかりやすい説明で情報提供し、多職種で共有していきます。

7. 患者さんからの相談への対応に関する基本方針

患者さんからの相談は、医療相談窓口（患者支援センター）にて受け付けております。相談内容は関係部署に報告・記録し、必要に応じて委員会と連携して対応し、安全対策を改善していきます。

8. その他医療安全推進のために必要な基本方針

医療安全管理のために、職場環境の整備や業務の標準化等を行います。

9. 医療安全管理のためのマニュアルの整備

安全管理のためのマニュアルは、関係部署の共通のものとして整備し、関係職員に周知し必要に応じて改善していきます。